

純財産額検査用マニュアル

証券会社の純財産額規制は、証券会社の資本勘定、引当金及び有価証券評価損益等の合計額であるいわゆる純財産額が、証券会社の業務の態様ごとに規定される最低資本金を上回っていることが登録要件とされていることから、経営の健全性の保持の一つの指標として規制の枠組みが作られている。

したがって、検査官は、純財産額規制に関する検査においては、純財産額規制が登録要件のみならず、当該証券会社の経営の安定性及び財務の健全性を判断するうえで重要な指標であることから、当該証券会社における純財産額の総額及びその水準の適切性を検証することが重要であり、特に、財務書類に計上されている資産・負債の各項目について適正な経理処理が行われ、加えて計上資産については適切な評価の下での資産性の価値の判断が行われているか検証する必要がある。

本マニュアルは、証券会社及び外国証券会社に係る検査において適用するものである。本マニュアルにおいては、特にことわりのない限り、証券会社及び外国証券会社を総称して「証券会社」ということとする。

・資産・負債の評価査定に関する検査の目的

資産・負債の評価査定とは、証券会社の保有する資産を個別に検討して、価値の毀損の危険性又は回収の危険性の度合いに従って区分することであり、投資者の損害の拡大の防止の観点から資産の不良化により証券会社の財務内容がどの程度危険にさらされているかを判定するものとして、当該証券会社の財務内容を的確に検証し、把握することが目的である。

・資産・負債の評価査定に関する検査の方法

検査官は、資産・負債の評価査定に当たり、入手可能な資料や状況をできる限り収集し、各種の資料等について十分な検討を行ったうえで、諸条件を総合的に勘案しつつ適切な判断の下に資産・負債評価査定を行うものとする。

また、検査の際に把握した問題点等について、被検査証券会社に対して当局としての考え方を示し、これに対する被検査証券会社の考え方を十分確認するとともに、被検査証券会社の立会いのもとで、会計監査人の見解を直接確認するなどの方法により意見交換を行うものとする。

・純財産額の算出に関する検査の方法

検査官は、純財産額の算出に当たり、基準日における財務書類に被検査証券会社が計上している資産・負債並びに損益について、その内容が適切かつ妥当なものであるかどうか検証し、計上漏れの資産・負債勘定はないか、簿外の勘定がないかなどに留意したうえで、資産・負債評価査定等の方法により、基準日における実態を反映した財務係数を確定し、純財産額を算出するものとする。

1．科目補正

貸借対照表及び損益計算書の各勘定項目について検証を行い、経理誤謬の是正、両建相殺処理の補正等の被検査証券会社の経理を正当に修正するものを科目補正として処理する。

科目補正後の各勘定科目の係数により算出した純財産額を「純財産額（基準額）」とする。

2．評価査定

資産・負債の評価査定による金銭債権の分類、有価証券の評価査定及びその他資産の評価査定を行い、資産性のないことが明らかであるもの及び諸条件から総合的に判断して資産性が極度に乏しいものを確定し、純財産額から控除する。

3．その他補正の確定処理を行う。

貸借対照表及び損益計算書の各勘定項目について検証を行い、資産が増加し、あるいは負債が増加又は減少することにより自己資本が減少するものは、その他補正として処理を行う。

4．純財産額の算出

評価査定及びその他補正の処理を行った後にその結果を「純財産額（基準額）」に加減調整を行うことにより、「純財産額（査定額）」を確定させる。

（注） 基準日とは、純財産額の検証を行う基準となる日をいい、原則として、検査実施日（予告検査の場合は予告日。）の直前月末日とする。

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 留 意 点	備 考
純財産額の 検証	1. 基準貸借対照表	1. 純財産額の算出に当たって、商法、一般に公正妥当と認められる会計基準、「証券業経理の統一について」(日本証券業協会理事会決議。)及び「証券会社に関する内閣府令」(外国証券業者に関する内閣府令において準用する場合を含む。)に基づいて、日計表等の財務書類等において適正な経理処理が行われているか確認し、適正な経理処理に基づくものでない場合には所要の修正を行う。	
	2. 資産・負債の評価査定	<p>2.(1) 金銭債権</p> <p>立替金、貸付金等の金銭債権については、収集可能な資料・情報を基に、顧客の財政状態及び経営成績等に応じて債権区分を行い、金銭債権から控除する貸倒引当金については、発生の可能性の高い将来の損失額を合理的に見積り計上しているか。</p> <p>具体的には、「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会)等に従い一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分し、各債権区分に応じた引当方法により貸倒引当金を算出し、金銭債権を評価する。</p> <p>信用取引貸付金については、基準日において、受託契約準則第48条で定める委託保証金が維持されている場合には一般債権に区分して差し支えないものとする。</p> <p>顧客への立替金については、顧客の資力、返済状況及び返済意思等を勘案し、個別に取立不能見込額を合理的に算出する。係争中であることや少額の返済があることなどを理由に、貸倒引当金の対象外とすることは適当ではない。</p> <p>連結対象子会社及び持分法適用会社に対する債権等については、貸借対照表上の純資産額によることなく保有資産の含み損益も加味した実質的な純財産額をもって判断することとし、資産状態が悪化し、当該債権等について回収不能の虞がある場合には回収不能と見込まれる額を適正な判断により算出しているか。その際、当該純財産額算出に当たり、貸金業を行っている連結対象子会社及び持分法適用会社においては、銀行等金融機関に準じた債権管理が要求され、ある程度厳密な債権区分を求められていることから、当該会社の保有する営業貸出金等の資産査定につき、金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)を参考に自己査定及び償却・引当を行っていることが望ましい。</p>	(注)「金融商品に係る会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」及び「金融商品会計に関するQ & A」を含む。

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 留 意 点	備 考
		<p>(2) 有価証券 有価証券については、「金融商品に係る会計基準」等に従って、売買有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他の有価証券に区分し、それぞれの区分に応じて評価額及び評価差額等を算定しているか。</p> <p> 売買目的有価証券 時価をもって評価額とする。評価差額は当期の損益として処理する。</p> <p> 満期保有目的の債券 取得原価をもって評価額とする。 ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価額とする。</p> <p> 子会社株式及び関連会社株式 取得原価をもって評価額とする。</p> <p> その他有価証券 時価をもって評価額とする。評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。</p> <p> (イ) 評価差額の合計額を資本の部に計上する。 (ロ) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は資本の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。</p> <p> なお、資本の部に計上される評価差額については、税効果会計を適用し、資本の部において他の剰余金と区分する。</p> <p> 時価のない有価証券 (イ) 債券の評価額は、債権の評価額に準じ、取得原価又は償却原価法に基づいて算定された評価額とする。 (ロ) 債券以外の有価証券は、取得原価をもって評価額とする。</p> <p>また、有価証券の時価が著しく下落した場合等における減損処理については、次のとおり取り扱っているか。</p> <p> 売買目的有価証券以外の有価証券（子会社株式及び関連会社株式を含む。）のうち市場価格又は合理的に算定された価額（すなわち時価）のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって評価額とし、評価差額を当期の損失として処理する。</p>	<p>(注)時価とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額である。</p> <p> 有価証券が市場で取引され、そこで成立している価格がある場合の「市場価格に基づく価額」と、当該有価証券に市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」とがある。</p> <p>ただし、株式の時価とは「市場価格に基づく価額」である。</p> <p>(注)有価証券の減損処理の具体的基準については、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ & A」の該当項目参照のこと。</p>

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 留 意 点	備 考
		<p>市場価格のない株式（子会社株式及び関連会社株式を含む。）については当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理する。</p> <p>時価のない債券については、債権の評価額に準じるため、当該債券については、償却原価法を適用した上で、債権の貸倒見積高の算定方法に準じて減損額を算定する。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、原則として時価をもって評価額とし、評価差額は、ヘッジ会計適用による損益の繰延べが認められる場合を除き、当期の損益としているか。 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務については、計算を行う日における当該取引所の最終価格又はこれに準ずるものとして合理的に算出された価額を評価額とする。 取引所の相場がない非上場デリバティブ取引については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。 公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価額とする。</p> <p>(4) 前払金、前払費用 基準日において既経過期間に対応する費用化されるべき金額については、純財産額から控除しているか。</p> <p>(5) 未収入金、未収収益 資産性を勘案し、価値の毀損の危険性又は回収の危険性の度合いに応じて、評価しているか。</p> <p>(6) その他の流動資産 前述以外の流動資産については、原則として帳簿価額をもって評価額とする。 ただし、当該流動資産の時価が帳簿価額より著しく低い場合であって、その価額が帳簿価額まで回復することが困難と見られる場合は、当該時価をもって評価額とし、その差額を純財産額から控除しているか。</p>	

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 留 意 点	備 考
		<p>(7) 固定資産（上記のものは除く。） 有形固定資産、無形固定資産 原則として帳簿価額をもって評価額とする。 ただし、償却不足があり、又は予測することのできない減損が生じた場合には、当該償却不足額を控除し、又は相当の減額をした額をもって評価額とし、当該評価額と帳簿価額との差額を純財産額から控除しているか。 ゴルフ会員権 原則として帳簿価額をもって評価額とする。 ただし、時価があるものについて著しい時価の下落が生じた場合には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって評価額とし、当該評価額と帳簿価額との差額を純財産額から控除しているか。また、時価を有しないものについて当該発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には、相当の減額をした価額をもって評価額とし、当該評価額と帳簿価額との差額を純財産額から控除しているか。 長期前払費用 基準日において既経過期間に対応する費用化されるべき金額については、純財産額から控除しているか。 出資金 出資に係る出資法人又は団体等の純財産額が、当該出資金を毀損している場合にあつては、毀損の割合に応じた出資金額を純財産額から控除しているか。</p> <p>(8) 繰延資産 原則として帳簿価額をもって評価額とする。 ただし、当該繰延資産について、償却不足がある場合、当該償却不足額を控除した額をもって評価額とし、当該償却不足額を純財産額から控除しているか。</p> <p>(9) 準備金 証券取引責任準備金 証券取引法第5条及び証券会社に関する内閣府令第35条の規定に基づき算出しているか。 金融先物取引責任準備金 金融先物取引法第8条及び金融先物取引法施行規則第28条の規定に基づき算出しているか。 その他の準備金 一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき算出しているか。</p>	<p>(注) ゴルフ会員権の減損処理の具体的基準については、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ & A」の該当項目参照のこと。</p>

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 留 意 点	備 考
		(10) 引当金(貸倒引当金を除く。) 一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき算出しているか。 (11) 繰延税金資産等 「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)等に従い適正に計上されているか。	(注)「税効果会計に係る会計基準」等には、 「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」等税効果会計に関する実務指針を含む。
	3. 純財産額の算出	3. 純財産額は、資産及び負債について「2. 資産・負債の評価査定」等により評価した後、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額(次に掲げるものの金額の合計額を除く。)を控除して計算する。 (1) 証券取引責任準備金 (2) 他に営んでいる事業に関し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金	